

令和5年5月1日

介護サービス事業所・施設等設置者 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
新型コロナウイルス感染症対策担当
医療介護基盤課

往診可能医療機関による往診・派遣に関する取組について（通知）

感染症対策の推進については、日頃から御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、令和4年6月13日より実施している「新型コロナウイルス感染症に対応できる連携医療機関のない高齢者施設等」からの要請に基づき往診・派遣等を実施する医療機関（以下「往診可能医療機関」という。）の派遣要請について、次のとおり令和5年5月1日より連絡先及び受付時間を変更します。

なお、往診可能医療機関に関するこの取組については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された後も当面の間、継続する予定としています。

【変更点】要請窓口の連絡先（福山市以外）及び受付時間

	現行	令和5年5月1日以降
福山市 以外	広島県健康福祉局 新型コロナ対策担当 TEL : 070-2446-1995 070-2446-1996 受付時間: 9時~17時 (土・日・祝日を含む)	広島県健康福祉局 新型コロナ対策担当 TEL : 082-513-2844 受付時間: 9時~17時 (土・日・祝日を除く)
福山市	福山市保健所 保健予防課 新型コロナ担当 TEL : 080-6307-6340 受付時間: 9時~17時 (土・日・祝日を含む)	福山市保健所 保健予防課 新型コロナ担当 TEL : 080-6307-6340 受付時間: 9時~17時 (土・日・祝日を除く)

担当 新型コロナウイルス感染症対策担当

電話 082-513-2844 (ダイヤル)

E-mail covid19-team@pref.hiroshima.jp

(担当者 中、石原)

1 対象施設

高齢者施設、障害者施設及び救護施設（以下「高齢者施設等」という。）において新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の患者が確認され、施設内療養をせざるを得ない状況が生じた場合に、新型コロナに対応する連携医療機関（嘱託医、協力医療機関を含む。）がない高齢者施設等（50歳以上の方が療養されている施設に限る。）

2 要請方法等

○要請の要件

- ・連携医療機関が新型コロナに対応できないこと
- ・連携医療機関から要請に関する了承が得られていること
- ・入所者の了解が得られていること（了解を得る予定があること）
- ・集団感染発生時は、管轄保健所に患者が確認されたことについて連絡済みで、感染拡大防止等に係る指導を受けていること

○高齢者施設等は、派遣要請時においては、次の窓口で電話で要請する。

施設等所在地	要請窓口
福山市以外	広島県健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策担当 TEL : 082-513-2844 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を除く）
福山市	福山市保健所 保健予防課 新型コロナ担当 TEL : 080-6307-6340 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

○要請時に提供いただく情報

- ・施設（名称、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス）
- ・連携医療機関（名称、医師名、電話番号）
- ・要請概要（往診・派遣等希望日、初発患者陽性判明日（職員含む）、陽性者総数・うち入院者数・うち施設療養者数・うち往診希望者数（職員を除く）、往診等希望者の概要（氏名、年齢、性別、症状、発症日、陽性判明日、直近の検査データ（体温、SpO₂）、食事・水摂取状況、嚥下状況、尿量、基礎疾患、ワクチン接種回数、かかりつけ医療機関名、内服薬）
- ・集団感染が発生している場合は、管轄保健所の指導内容及び対応状況、施設図面（患者の配置・ゾーニングを記載したもの）等

3 その他

- ・往診可能医療機関による往診・派遣等の調整が付き次第、要請窓口から、要請を行った高齢者施設等に対し、「往診可能医療機関の名称、担当者名、連絡先」を電話連絡する。連絡を受けた高齢者施設等は、当該往診可能医療機関に連絡し、詳細を打ち合わせの上、往診・派遣等を受けること。
- ・往診・派遣等に係る経費は、保険診療で行うことを原則とするが、詳細は、往診・派遣等を要請した高齢者施設等と往診可能医療機関で、事前に協議すること。
- ・2日目以降の往診・派遣等の要請は、初日に対応いただいた往診可能医療機関と、直接、調整すること。